

証券コード 6797
2021年6月4日

株 主 各 位

本社所在地：愛知県あま市篠田面徳29番地1
(本店所在地：愛知県名古屋市中川区横堀町1丁目36番地)

名古屋電機工業株式会社

代表取締役社長 服 部 高 明

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による事前の議決権行使をしていただき、極力、当日のご来場をお控えいただきますようご理解、ご協力をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県あま市篠田面徳29番地1
当社 本社 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件 |
- 以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nagoya-denki.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社、第64期定時株主総会にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について以下のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様へのお願い

・株主様への感染リスク回避のため、健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご来場される株主の皆様へのお願い

・ご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用、アルコール消毒のご協力をお願いいたします。

・当日は、受付にて検温を実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

・検温の結果、体温が37.5℃以上の株主様、体調不良とお見受けする株主様、マスクの着用及び検温にご協力いただけない株主様につきましては、ご入場をお断りさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

・密集防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

・開会後に頻繁に咳き込む株主様、体調不良とお見受けされる株主様につきましては、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

・当社運営スタッフ等は、マスクを着用して対応させていただきます。

今後、株主総会当日までに運営方法等に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagoya-denki.co.jp>)にてご案内させていただきますのでお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、一部では持ち直しの動きがみられました。一方、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動の影響などにより、依然としてわが国経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業であり、官需を主とする情報装置事業につきましては、老朽化したインフラの大規模修繕などもあり、公共投資は堅調に推移しております。そのような状況下、規制区間の交通安全に役立つシステムの提案などを行い市場拡大を進めてまいりました。

一方、民需を主とする検査装置事業につきましては、企業の電子部品の生産増加を背景に、設備投資は持ち直しの動きがみられております。そのような状況下、他社製品との差別化競争は激しさを増しており、機能向上による自動化や省力化など顧客ニーズに特化した製品開発に取り組み、受注獲得に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高21,586百万円（前年同期比13.5%増）、営業利益4,466百万円（前年同期比164.3%増）、経常利益4,490百万円（前年同期比153.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,211百万円（前年同期比123.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

・情報装置事業

情報装置事業におきましては、前年度売上計上予定案件の工期延期により当年度売上計上となったことや、受注済み案件の仕様変更による契約金額増額などにより売上及び利益が増加しました。また、収益管理強化に努めたことや、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務やオンライン会議を推進したことによる経費削減効果などにより前連結会計年度に比べ採算性は良化しました。

この結果、売上高20,440百万円（前年同期比23.5%増）、営業利益5,593百万円（前年同期比162.0%増）となりました。

・ 検査装置事業

検査装置事業におきましては、半導体市場向けのX線検査装置の販売は堅調に推移しました。一方、主力の3次元基板外観検査装置やはんだ印刷検査装置の販売は、新型コロナウイルス感染症の影響で顧客の設備投資が抑制されたことや、前年の大型案件の反動減、新製品開発の遅延により低迷しました。

この結果、売上高1,145百万円（前年同期比53.7%減）、営業損失318百万円（前年同期は237百万円の利益）となりました。

セグメント	売 上 高	受 注 高
情 報 装 置 事 業	20,440,685千円	20,644,596千円
検 査 装 置 事 業	1,145,977千円	1,152,226千円

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、259百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第61期 2018年3月期	第62期 2019年3月期	第63期 2020年3月期	第64期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高	—	19,363,704千円	19,025,891千円	21,586,662千円
経常利益	—	1,479,614千円	1,771,252千円	4,490,830千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	1,402,673千円	1,437,492千円	3,211,558千円
1株当たり当期純利益	—	235円02銭	248円20銭	552円07銭
総資産	—	19,018,778千円	20,153,599千円	24,183,812千円
純資産	—	11,762,864千円	12,866,170千円	16,217,052千円
1株当たり純資産額	—	2,038円62銭	2,217円82銭	2,784円39銭

(注) 当社では、第62期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第61期 2018年3月期	第62期 2019年3月期	第63期 2020年3月期	第64期 (当事業年度) 2021年3月期
売上高	17,529,099千円	19,116,085千円	18,297,296千円	20,811,706千円
経常利益	923,005千円	1,467,907千円	1,718,274千円	4,422,150千円
当期純利益	980,411千円	1,414,385千円	1,436,735千円	3,204,482千円
1株当たり当期純利益	154円06銭	236円99銭	248円07銭	550円85銭
総資産	17,859,280千円	18,519,131千円	19,881,768千円	23,558,701千円
純資産	10,717,530千円	11,524,735千円	12,813,864千円	15,902,487千円
1株当たり純資産額	1,684円11銭	1,997円35銭	2,208円80銭	2,730円38銭

(注) 第62期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用し、表示方法を変更したため、第61期の総資産額については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を反映しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社インフォメックス松本	50百万円	100%	G P S ソーラー式信号機・ L E D 標示機等の製造、販売

(6) 対処すべき課題

政府は東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害対応や、新型コロナウイルス感染症対策を行う中で雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く取り組みを行っております。また、デジタル改革やグリーン社会の実現などの目標達成に必要な投資や規制改革を行い、力強い経済成長の実現に向けた各種政策を推進しています。

当社グループでは、地震や台風などの自然災害や少子・高齢化による労働力不足に対応する製品の需要増に伴い、ソリューション創出型企業への進化を目指してまいります。

情報装置事業を取り巻く環境は、道路建設など新規投資が減少し、維持更新需要にシフトしつつあります。そのため、情報板メーカーから道路交通安全を守る総合設備メーカーへと業容拡大を目指してまいります。省力化・安全化ソリューションとして、インフラ大規模修繕の施工現場ニーズに対応した製品ラインナップの拡充を図ってまいります。また、防災・減災ソリューションとして、IoTセンサーを活用し必要な情報を必要な人にタイムリーに届ける製品を開発してまいります。

検査装置事業を取り巻く環境は、他社との機能面での競争が激しく、高付加価値製品が求められております。そのため、検査装置メーカーから工程・品質改善設備メーカーへと業容拡大を目指してまいります。製造・品質ソリューションとして、機能向上による自動化・省力化や、製造ビッグデータを品質・生産性改善に結びつける機能改善及び製品開発を進めてまいります。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

セグメント	主 要 製 品
情 報 装 置 事 業	LED式情報（道路・河川等）システム トンネル防災システム 移動情報車・車載標識 散光式警光灯 駐車場案内システム 「道の駅」情報提供システム 気象・防災監視システム 可変規制標識システム GPSソーラー式信号機・LED標示機等 保守管理等
検 査 装 置 事 業	基板検査装置

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	愛知県あま市
支 社	東京支社（東京都中央区）
	中部支社（名古屋市中川区）
	大阪支社（大阪市福島区）
支 店	札幌支店（札幌市北区）
	仙台支店（仙台市太白区）
	新潟支店（新潟市中央区）
	広島支店（広島市東区）
	福岡支店（福岡市博多区）

② 子会社

株式会社インフォメックス松本	長野県安曇野市
----------------	---------

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
情 報 装 置 事 業	350名	13名増
検 査 装 置 事 業	60名	3名増
全 社 （ 共 通 ）	52名	10名減
合 計	462名	6名増

- (注) 1. 従業員数は当社グループ就業人員であります。
 2. 上記のほか、パートタイマー25名を雇用しております。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び研究開発部門に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
 (2) 発行済株式総数 6,422,000株（自己株式597,723株を含む）
 (3) 株主数 1,456名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 名 電 興 産	540,000株	9.27%
名 古 屋 電 機 工 業 社 員 持 株 会	498,300株	8.55%
服 部 哲 二	440,000株	7.55%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	236,000株	4.05%
日 本 信 号 株 式 会 社	220,000株	3.77%
福 谷 桂 子	195,800株	3.36%
牧 野 弘 和	192,000株	3.29%
吉 田 知 広	192,000株	3.29%
第 一 実 業 株 式 会 社	170,000株	2.91%
福 谷 曜	141,200株	2.42%

- (注) 1. 当社は、自己株式を597,723株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2021年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
服 部 高 明	代表取締役社長 開発本部担当	
礪 野 弘 一	常務取締役 ITS情報装置事業本部担当、 FA検査装置事業部担当、 ITS情報装置事業本部長	
中 村 昭 秀	常務取締役 人事部、経理部、知財法務部担当、 企業戦略室長	
本 多 正 俊	取締役 ITS情報装置事業副事業本部長	
川 浦 久 幸	取締役 ITS情報装置事業副事業本部長 兼インフォメックス営業本部長	
赤 澤 義 文	取締役	弁護士 露木・赤澤法律事務所
奥 田 聡	常勤監査役	
市 原 裕 也	監査役	公認会計士 市原裕也公認会計士事務所 所長
高 木 道 久	監査役	弁護士 栄パーク総合法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役赤澤義文氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役市原裕也氏及び高木道久氏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役赤澤義文氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、監査役市原裕也氏及び高木道久氏の両氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。
 4. 監査役市原裕也氏は公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定できる契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、保険料は、当社が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者が業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対し、損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによることによって被る損害を補填するものであります。

ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金又は懲罰的損害賠償金若しくは倍額賠償金の加算された部分及び被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金は補填の対象としないこととしております。

契約は1年更新であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

各取締役の業務執行や経営への参画の対価として、職責の大きさに応じて役位（職位）ごとに株主総会で決定した報酬等の総額の限度内において取締役会で決定します。

また、世間水準及び経営内容、従業員給与等のバランスを考慮し、取締役会にて定期的に見直しを図ります。

b. 業績連動報酬等に関する方針

各取締役の業績連動報酬等（年次インセンティブ）は、当連結会計年度の業績に対応した成果・成功報酬型の業績連動報酬として支給するものであります。

会社業績と役員報酬の連動性を高めるため、連結営業利益率を業績指標とし連結営業利益率（1%未満、1%以上3%未満、3%以上7%未満、7%以上）の段階に応じて役位ごとに定性的評価により決定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

各取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬等（中長期インセンティブ）は、株価変動のメリットとリスクを当社の取締役（社外取締役を除く。）が株主の皆様との価値を共有することで中長期の業績及び企業価値の持続的な向上への動機付けをするために支給するものであります。

支給額は、前連結会計年度の連結営業利益率を業績指標とし連結営業利益率（1%未満、1%以上3%未満、3%以上7%未満、7%以上）の段階に応じて交付数を決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役報酬は基本報酬、業績連動報酬等（年次インセンティブ）としての賞与、非金銭報酬等（中長期インセンティブ）としての株式報酬で構成されており、各報酬の構成比率は、概ね6：3：1とする方針とします。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、固定報酬との位置付けから毎月現金にて支給します。

業績連動報酬等（年次インセンティブ）の賞与については、年度の会社業績と連動するため、業績確定後の4月から6月の間に金銭にて支給します。

非金銭報酬等（中長期インセンティブ）については、株主総会にて取締役が選任された後、7月から8月の間に支給します。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

業績連動報酬等（年次インセンティブ）の一部である各取締役の代表取締役社長考課部分の考課を代表取締役社長に委任します。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千 円)	報酬等の種類別の総額 (千 円)			対象となる 役員の数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等 (年次インセンティブ)	非金銭報酬等 (中長期インセンティブ)	
取 締 役 (うち社外取締役)	179,047 (5,940)	105,450 (3,600)	57,515 (2,340)	16,082 (-)	7 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	18,480 (6,480)	18,480 (6,480)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	197,527 (12,420)	123,930 (10,080)	57,515 (2,340)	16,082 (-)	11 (3)

- (注) 1. 上表には、2020年6月24日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額57,515千円及び当事業年度に係る取締役（社外取締役1名を除く）5名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額16,082千円が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、2015年6月26日開催の第58期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、2020年6月24日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、3,500千円支給しており、また、現任取締役1名の退任時には、10,750千円支給する予定であります。
なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
4. 取締役の報酬等の額について、基本報酬及び業績連動報酬等（年次インセンティブ）に関する株主総会の決議年月日は、1997年6月23日開催の当社第40期定時株主総会であり、決議の内容は、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
また、取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式（非金銭報酬等（中長期インセンティブ））に関する株主総会の決議年月日は、2018年6月27日開催の当社第61期定時株主総会であり、決議内容は、金銭債権の総額を、年額40百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。
5. 監査役の報酬等の額について、1997年6月23日開催の当社第40期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

6. 業績連動報酬等（年次インセンティブ）にかかる業績指標は連結営業利益率であり、その実績は、20.7%であります。当該業績指標の実績に応じた支給率を基本報酬額に乗じて算定した額に定性的評価を加味しております。
7. 非金銭報酬等（中長期インセンティブ）の内容は当社の株式であります。割当ての際の条件等は、業績指標の前連結会計年度の連結営業利益率により、その実績は、8.9%であります。当該業績指標の実績に応じた支給月数を基本報酬額に乗じて交付株式数を算定しております。
8. 取締役会は、代表取締役社長服部高明に対し、各取締役の業績連動報酬等（年次インセンティブ）一部の考課を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

- ・社外取締役赤澤義文氏は、露木・赤澤法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と露木・赤澤法律事務所の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役市原裕也氏は、公認会計士であり、市原裕也公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役高木道久氏は、弁護士であり、栄パーク総合法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	赤 澤 義 文	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、助言等を行うなど当社の経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	市 原 裕 也	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社 外 監 査 役	高 木 道 久	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査工数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制とその他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員の法令遵守を図るため、企業倫理方針を定めるとともに、企業倫理委員会は、倫理規程に基づき、コンプライアンス行動指針の遵守、研修の実施等により、全役職員のコンプライアンスの徹底を推進する。
- ② 企業倫理ヘルプラインを設置し、企業倫理等に反する行為の未然防止と早期解決を図る。
- ③ 全役職員は、コンプライアンス行動指針を遵守し、反社会的勢力と一切関係を持たない。また、必要に応じて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとり、反社会的勢力の排除に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び社内規程等に従い、適切に管理、保存する。また、必要に応じて、定款、社内規程等の見直しを行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に従い、継続的发展を脅かすリスクに対し、リスク管理委員会を組織し、適切なリスク管理体制の構築と維持に努める。
- ② 情報管理規程に従い、情報の適切な活用及びそのリスク低減をするために、情報管理課が中心になり、情報システム管理体制の構築と維持に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、適宜取締役会を開催して審議、決定する。
- ② 各部門に明確な目標値を設定し、その達成と収益の確保を図るため、年度計画を策定し、それに基づき経営会議を組織し業績管理を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務を補助する使用人を置くものとする。

(6) 使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する実効性確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、その人事異動、人事考課については監査役の同意を得るものとする。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関することを速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役は全社的に影響を及ぼす重要な事実及び重要事項に関して取締役が決定した内容を速やかに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
- ④ 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求をした場合は、監査役の職務執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査統括室とそれぞれ意見交換を適宜開催する。
- ② 人事部、経理部及び総務法務部は監査役の事務を補助する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度においては、内部統制監査及び業務監査を実施いたしました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元は会社経営の主要テーマのひとつと考えており、将来の事業展開と経営基盤の一層の強化を勘案した内部留保の充実に留意しつつ、また、安定かつ可能な限り高水準な配当を行うことを基本と考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                   | <b>負 債 の 部</b>         |                   |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>19,655,625</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>7,914,346</b>  |
| 現金及び預金          | 6,240,366         | 支払手形及び買掛金              | 734,598           |
| 受取手形及び売掛金       | 9,889,497         | 電子記録債務                 | 2,623,233         |
| 電子記録債権          | 672,530           | 未払金                    | 938,806           |
| 商品及び製品          | 59,375            | 未払法人税等                 | 1,331,073         |
| 仕掛品             | 2,118,387         | 賞与引当金                  | 596,378           |
| 原材料及び貯蔵品        | 589,605           | 役員賞与引当金                | 57,515            |
| その他             | 86,806            | 製品保証引当金                | 154,768           |
| 貸倒引当金           | △944              | 工事損失引当金                | 28,694            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>4,528,187</b>  | その他                    | 1,449,277         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,410,911</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>52,413</b>     |
| 建物及び構築物         | 405,213           | 退職給付に係る負債              | 23,573            |
| 機械装置及び運搬具       | 65,842            | その他                    | 28,840            |
| 土地              | 1,692,041         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,966,760</b>  |
| リース資産           | 2,010             | <b>純資産の部</b>           |                   |
| その他             | 245,804           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>15,652,162</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>183,321</b>    | 資本金                    | 1,184,975         |
| のれん             | 70,645            | 資本剰余金                  | 1,108,440         |
| その他             | 112,675           | 利益剰余金                  | 13,793,182        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,933,954</b>  | 自己株式                   | △434,435          |
| 投資有価証券          | 1,017,684         | その他の包括利益累計額            | <b>564,889</b>    |
| 繰延税金資産          | 70,016            | その他有価証券評価差額金           | 246,445           |
| 退職給付に係る資産       | 791,350           | 退職給付に係る調整累計額           | 318,444           |
| その他             | 54,903            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>16,217,052</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>24,183,812</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>24,183,812</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 金 額        |
|-----------------|-----------|------------|
| 売上高             |           | 21,586,662 |
| 売上原価            |           | 13,869,567 |
| 売上総利益           |           | 7,717,095  |
| 販売費及び一般管理費      |           | 3,250,683  |
| 営業利益            |           | 4,466,412  |
| 営業外収益           |           |            |
| 受取配当金           | 24,048    |            |
| 不動産賃貸料          | 19,522    |            |
| 売電収入            | 1,281     |            |
| 廃材処分収入          | 6,637     |            |
| 雑収入             | 12,210    | 63,700     |
| 営業外費用           |           |            |
| 売上割引料           | 7,129     |            |
| 固定資産除却損         | 7,509     |            |
| 支払保証料           | 14,670    |            |
| 事故関連費用          | 7,890     |            |
| 雑損失             | 2,082     | 39,282     |
| 経常利益            |           | 4,490,830  |
| 特別利益            |           |            |
| 固定資産売却益         | 14,471    |            |
| 投資有価証券売却益       | 48,412    | 62,884     |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 4,553,714  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,398,830 |            |
| 法人税等調整額         | △56,674   | 1,342,155  |
| 当期純利益           |           | 3,211,558  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |           | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 3,211,558  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：千円)

|                                 | 株主資本        |             |              |           |              |
|---------------------------------|-------------|-------------|--------------|-----------|--------------|
|                                 | 資本金         | 資本剰余金       | 利益剰余金        | 自己株式      | 株主資本合計       |
| 当 期 首 残 高                       | 1, 184, 975 | 1, 105, 345 | 10, 784, 900 | △451, 049 | 12, 624, 170 |
| 当 期 変 動 額                       |             |             |              |           |              |
| 剰 余 金 の 配 当                     |             |             | △203, 275    |           | △203, 275    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |             |             | 3, 211, 558  |           | 3, 211, 558  |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |             |             |              | △157      | △157         |
| 自 己 株 式 の 処 分                   |             | 3, 095      |              | 16, 770   | 19, 866      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |             |             |              |           |              |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | —           | 3, 095      | 3, 008, 282  | 16, 613   | 3, 027, 991  |
| 当 期 末 残 高                       | 1, 184, 975 | 1, 108, 440 | 13, 793, 182 | △434, 435 | 15, 652, 162 |

|                                 | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純資産合計        |
|---------------------------------|------------------|------------------|-------------------|--------------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |              |
| 当 期 首 残 高                       | 178, 739         | 63, 260          | 241, 999          | 12, 866, 170 |
| 当 期 変 動 額                       |                  |                  |                   |              |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                  |                  |                   | △203, 275    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |                  |                  |                   | 3, 211, 558  |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |                  |                  |                   | △157         |
| 自 己 株 式 の 処 分                   |                  |                  |                   | 19, 866      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 67, 706          | 255, 183         | 322, 890          | 322, 890     |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 67, 706          | 255, 183         | 322, 890          | 3, 350, 881  |
| 当 期 末 残 高                       | 246, 445         | 318, 444         | 564, 889          | 16, 217, 052 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社インフォメックス松本

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 関連会社の名称 ZERO-SUM ITS SOLUTIONS INDIA PVT. LTD.
- ・ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微でありかつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社インフォメックス松本の決算日は12月31日であります。連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日における計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. 関連会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

## ニ. たな卸資産

- ・商品、製品、原材料  
移動平均法による原価法
- ・仕掛品  
個別法による原価法
- ・貯蔵品  
最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～45年

機械装置及び運搬具 4～12年

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

販売目的ソフトウェア 3年

### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ニ．製品保証引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、実績率に基づく見積額のほか、特定の製品については個別に見積った額を計上しております。

## ホ．工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事契約に係る損失見込額を計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、簡便法を採用しております。

## ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

## ⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。

## ⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### ・消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたっては、収益、費用、資産、負債及び偶発事象に係る報告金額に影響を与える判断、見積り及び前提の設定を行うことを経営者に求めています。これらの見積りは実際の結果と異なる可能性があります。見積りやその基礎をなす前提は、過去の経験や多くの要因に基づいて設定しており、継続的に見直しを行っております。見積りの変更による影響は、見積りの変更が行われた会計期間に認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症の当連結会計年度に与える影響は限定的であったことから、当連結会計年度の業績に対する影響も限定的であると仮定しており、使用した会計上の見積りに与える重要な影響はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の流行等の状況の変化は、翌連結会計年度以降において、資産や負債の帳簿価額に重要な修正を生じる要因となる重要なリスクとなる可能性があります。

現時点で入手可能な情報に基づき適切に設定されていると考える重要な会計上の判断、見積り及び前提に関する情報は以下のとおりです。

### 工事進行基準売上高及び工事損失引当金

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

|         | 当連結会計年度   |
|---------|-----------|
| 売掛金     | 5,307,938 |
| 工事損失引当金 | 28,694    |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した算出方法

工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗率を合理的に見積り、これに応じて当連結会計年度の工事収益を認識しております。なお、工事進捗率の見積方法は、原価比例法によっており、当該工事の見積原価総額が請負受注金額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額を合理的に見積ることができる場合に、将来の損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

上記見積りは、契約上又は法律上の義務や過去の傾向・実績値に基づく分析を基礎に行っており、工事完了までの見積原価総額については、工事の進捗等に伴い発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記見積り及び見積りを伴う判断は、連結会計年度末において合理的と考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいておりますが、より有用な情報を入手できた場合や将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 建 | 物 | 41,026千円  |
| 土 | 地 | 429,714千円 |
| 計 |   | 470,740千円 |

上記に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,058,945千円

(3) 期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、連結会計年度においては連結子会社の決算日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務が期末残高に含まれております。

|        |          |
|--------|----------|
| 受取手形   | 3,830千円  |
| 電子記録債権 | 3,386千円  |
| 支払手形   | 2,445千円  |
| 電子記録債務 | 44,524千円 |

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,422,000株

### (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 597,723株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|
| 2020年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 145,031        | 25                  | 2020年3月31日 | 2020年6月25日  |
| 2020年11月4日<br>取締役会   | 普通株式  | 58,243         | 10                  | 2020年9月30日 | 2020年11月30日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|--------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 2021年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 291,213            | 50                  | 2021年<br>3月31日 | 2021年<br>6月24日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業債権の回収見込みや生産計画に基づく資金需要等に照らして、必要に応じて資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、各取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ・市場リスク（金利や株価等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

（単位：千円）

|             | 連結貸借対照表計上額 | 時価         | 差額     |
|-------------|------------|------------|--------|
| ① 現金及び預金    | 6,240,366  | 6,240,366  | —      |
| ② 受取手形及び売掛金 | 9,889,497  | 9,889,497  | —      |
| ③ 電子記録債権    | 672,530    | 672,530    | —      |
| ④ 投資有価証券    |            |            |        |
| 満期保有目的の債券   | 100,000    | 98,850     | △1,150 |
| その他有価証券     | 859,212    | 859,212    | —      |
| 資産計         | 17,761,606 | 17,760,456 | △1,150 |
| ① 支払手形及び買掛金 | 734,598    | 734,598    | —      |
| ② 電子記録債務    | 2,623,233  | 2,623,233  | —      |
| ③ 未払金       | 938,806    | 938,806    | —      |
| ④ 未払法人税等    | 1,331,073  | 1,331,073  | —      |
| 負債計         | 5,627,712  | 5,627,712  | —      |

（注）1 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④投資有価証券 満期保有目的の債券及びその他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっています。

### 負 債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分                          | 当連結会計年度<br>(2021年3月31日) |
|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 投資有価証券<br>非上場株式（其他有価証券） | 58,472                  |
| (2) 関係会社株式<br>関連会社株式        | 22,000                  |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 2,784円39銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 552円07銭   |

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|--------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |                   | <b>負 債 の 部</b>          |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>19,165,941</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>7,628,574</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 6,093,018         | 支 払 手 形                 | 151,120           |
| 受 取 手 形            | 604,331           | 電 子 記 録 債 務             | 2,468,531         |
| 電 子 記 録 債 権        | 410,219           | 買 掛 金                   | 560,195           |
| 売 掛 金              | 9,117,656         | 未 払 金                   | 934,778           |
| 商 品 及 び 製 品        | 50,900            | 未 払 費 用                 | 149,240           |
| 仕 掛 品              | 2,105,230         | 未 払 法 人 税 等             | 1,289,500         |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 561,910           | 前 受 金                   | 543,343           |
| 前 払 費 用            | 32,415            | 預 り 金                   | 21,654            |
| 未 収 入 金            | 49,127            | 賞 与 引 当 金               | 589,684           |
| そ の 他              | 142,073           | 役 員 賞 与 引 当 金           | 57,515            |
| 貸 倒 引 当 金          | △944              | 製 品 保 証 引 当 金           | 149,895           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>4,392,760</b>  | 工 事 損 失 引 当 金           | 28,694            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>2,381,112</b>  | そ の 他                   | 684,421           |
| 建 物                | 383,150           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>27,640</b>     |
| 構 築 物              | 16,326            | そ の 他                   | 27,640            |
| 機 械 及 び 装 置        | 64,005            | <b>負 債 合 計</b>          | <b>7,656,214</b>  |
| 車 両 運 搬 具          | 1,182             | <b>純資産の部</b>            |                   |
| 工具、器具及び備品          | 222,395           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>15,656,041</b> |
| 土 地                | 1,692,041         | <b>資 本 金</b>            | <b>1,184,975</b>  |
| リ ー ス 資 産          | 2,010             | <b>資 本 剰 余 金</b>        | <b>1,108,440</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>112,545</b>    | 資 本 準 備 金               | 1,105,345         |
| 借 地 権              | 2,399             | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 3,095             |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 110,146           | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>13,797,062</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,899,102</b>  | 利 益 準 備 金               | 275,001           |
| 投 資 有 価 証 券        | 1,017,684         | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 13,522,061        |
| 関 係 会 社 株 式        | 327,438           | 別 途 積 立 金               | 2,400,000         |
| 繰 延 税 金 資 産        | 190,420           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 11,122,061        |
| 前 払 年 金 費 用        | 335,778           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△434,435</b>   |
| そ の 他              | 27,780            | <b>評価・換算差額等</b>         | <b>246,445</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>23,558,701</b> | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 246,445           |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>15,902,487</b> |
|                    |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>23,558,701</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 20,811,706 |
| 売上原価         | 13,473,948 |
| 売上総利益        | 7,337,757  |
| 販売費及び一般管理費   | 3,038,537  |
| 営業利益         | 4,299,219  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 1,891      |
| 受取配当金        | 121,148    |
| 不動産賃貸料       | 19,522     |
| 売電収入         | 1,281      |
| 廃材処分収入       | 6,637      |
| 雑収入          | 11,645     |
| 営業外費用        |            |
| 売上割引         | 7,129      |
| 固定資産除却損      | 7,509      |
| 支払保証料        | 14,670     |
| 事故関連費用       | 7,890      |
| 雑損失          | 1,996      |
| 経常利益         | 4,422,150  |
| 特別利益         |            |
| 固定資産売却益      | 14,471     |
| 投資有価証券売却益    | 48,412     |
| 税引前当期純利益     | 4,485,034  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,333,514  |
| 法人税等調整額      | △52,962    |
| 当期純利益        | 3,204,482  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

|                               | 株主資本        |             |          |             |          |             |              |              |
|-------------------------------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|--------------|--------------|
|                               | 資本金         | 資本剰余金       |          |             | 利益剰余金    |             |              |              |
|                               |             | 資本準備金       | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計     | 利益準備金    | その他利益剰余金    |              | 利益剰余金合計      |
|                               |             |             |          |             |          | 別途積立金       | 繰越利益剰余金      |              |
| 当 期 首 残 高                     | 1, 184, 975 | 1, 105, 345 | —        | 1, 105, 345 | 275, 001 | 2, 400, 000 | 8, 120, 853  | 10, 795, 855 |
| 当 期 変 動 額                     |             |             |          |             |          |             |              |              |
| 剰 余 金 の 配 当                   |             |             |          |             |          |             | △203, 275    | △203, 275    |
| 当 期 純 利 益                     |             |             |          |             |          |             | 3, 204, 482  | 3, 204, 482  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |             |             |          |             |          |             |              |              |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |             |             | 3, 095   | 3, 095      |          |             |              |              |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当期変動額（純額） |             |             |          |             |          |             |              |              |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —           | —           | 3, 095   | 3, 095      | —        | —           | 3, 001, 207  | 3, 001, 207  |
| 当 期 末 残 高                     | 1, 184, 975 | 1, 105, 345 | 3, 095   | 1, 108, 440 | 275, 001 | 2, 400, 000 | 11, 122, 061 | 13, 797, 062 |

|                               | 株主資本      |              | 評価・換算<br>差額等     | 純資産合計        |
|-------------------------------|-----------|--------------|------------------|--------------|
|                               | 自己株式      | 株主資本<br>合計   | その他有価証券<br>評価差額金 |              |
| 当 期 首 残 高                     | △451, 049 | 12, 635, 125 | 178, 739         | 12, 813, 864 |
| 当 期 変 動 額                     |           |              |                  |              |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           | △203, 275    |                  | △203, 275    |
| 当 期 純 利 益                     |           | 3, 204, 482  |                  | 3, 204, 482  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 | △157      | △157         |                  | △157         |
| 自 己 株 式 の 処 分                 | 16, 770   | 19, 866      |                  | 19, 866      |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当期変動額（純額） |           |              | 67, 706          | 67, 706      |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 16, 613   | 3, 020, 915  | 67, 706          | 3, 088, 622  |
| 当 期 末 残 高                     | △434, 435 | 15, 656, 041 | 246, 445         | 15, 902, 487 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. 関連会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品、製品、原材料

移動平均法による原価法

ロ. 仕掛品

個別法による原価法

ハ. 貯蔵品

最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～38年

機械及び装置 7～12年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

販売目的ソフトウェア 3年

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、実績率に基づく見積額のほか、特定の製品については個別に見積った額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における工事契約に係る損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」と同一であるため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 建 | 物 | 41,026千円  |
| 土 | 地 | 429,714千円 |
| 計 |   | 470,740千円 |

上記に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,036,407千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 138,933千円 |
| ② 短期金銭債務 | 295千円     |

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務 10,750千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 営業取引による取引高      | 15,127千円 |
| 売上高             | 426千円    |
| 仕入高             | 936千円    |
| 販売費及び一般管理費      | 13,764千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 98,585千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 597,723株 |
|------|----------|

## 6. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 賞与引当金     | 177,494千円 |
| 製品保証引当金   | 45,118千円  |
| 工事損失引当金   | 8,637千円   |
| 投資有価証券評価損 | 58,712千円  |
| 未払法定福利費   | 27,511千円  |
| 減損損失      | 593,831千円 |
| たな卸資産評価損  | 115,219千円 |
| その他       | 93,182千円  |

繰延税金資産小計 1,119,707千円

#### 評価性引当額

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △754,773千円

評価性引当額小計 △754,773千円

繰延税金資産合計 364,934千円

#### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| 前払年金費用       | 101,069千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 73,190千円  |
| その他          | 253千円     |

繰延税金負債合計 174,514千円

繰延税金資産の純額 190,420千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会 社 等 の<br>名 称     | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係     | 取 引<br>内 容   | 取引金額<br>(千 円) | 科 目             | 期 末 残 高<br>(千 円) |
|-----|--------------------|-----------------------|--------------------------|--------------|---------------|-----------------|------------------|
| 子会社 | 株式会社<br>インフォメックス松本 | 所有<br>直接100           | 資金の貸付、<br>製品等の<br>販売及び仕入 | 資金の貸付<br>(注) | 410,000       | そ の 他<br>(流動資産) | 137,500          |
|     |                    |                       |                          | 資金の回収        | 392,500       |                 |                  |
|     |                    |                       |                          | 利息の収入        | 1,485         | —               | —                |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社インフォメックス松本に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 2,730円38銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 550円85銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

名古屋電機工業株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 棚橋泰夫 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 塚本憲司 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 大国光大 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名古屋電機工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名古屋電機工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

名古屋電機工業株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 棚橋泰夫 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 塚本憲司 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 大国光大 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名古屋電機工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査統括室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項はありません。財務報告に係る内部統制については、開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び監査法人東海会計社から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

名古屋電機工業株式会社 監査役会  
常勤監査役 奥 田 聡 ⑨  
社外監査役 市 原 裕 也 ⑨  
社外監査役 高 木 道 久 ⑨

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第64期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円                      総額291,213,850円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上のため、2021年5月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、その取組みのひとつとして、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(内容については第4号議案「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)導入の件」をご参照ください。)の導入について、本総会にお諮りすることを決議いたしました。つきましては、株主の皆様が法的に明確な形で反映されるよう、買収防衛策に関する事項について株主総会の決議により決定することができる旨を定款第21条として新設するものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第47条として新設するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第20条 <条文省略>  | 第1条～第20条 <現行どおり>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <新 設>            | <p>(買収防衛策)</p> <p>第21条 当社は、株主総会の決議により、<u>当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)に関する事項(当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。)</u>について決定することができる。当社は、<u>当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。</u></p> |
| 第21条～第45条 <条文省略> | 第22条～第46条 <現行どおり>                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜新 設＞</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/> 第46条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br/> ＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>(中間配当)<br/> 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第48条      ＜条文省略＞</p> | <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/> 第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/> 第48条      ＜現行どおり＞</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>＜削 除＞</p> <p>第49条      ＜現行どおり＞</p> |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | はっ どり たか あき<br>服 部 高 明<br>(1976年11月27日生) | 2000年4月 当社入社<br>2009年4月 当社執行役員オプトエレクトロニクス事業部事業推進室長<br>2009年6月 当社取締役 執行役員オプトエレクトロニクス事業部事業推進室長<br>2010年4月 当社取締役 執行役員オプトエレクトロニクス事業部長<br>2012年4月 当社取締役 東京支店担当<br>2014年4月 当社取締役 FA検査装置カンパニー担当、ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長<br>2014年6月 当社代表取締役専務 FA検査装置カンパニー担当、ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長<br>2014年8月 当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長<br>2014年10月 当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー長<br>2015年4月 当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部担当、ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部長兼企画部長<br>2015年6月 当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部担当、ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部長兼企画部長<br>2016年4月 当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー副カンパニー長兼トータルソリューション本部長<br>2016年6月 当社代表取締役専務 ソリューション、海外担当、ITS情報装置事業本部副事業本部長兼トータルソリューション本部長<br>2016年10月 当社代表取締役専務 ITS情報装置事業本部 トータルソリューション本部長<br>2017年2月 当社代表取締役社長 ITS情報装置事業本部 トータルソリューション本部長<br>2017年4月 当社代表取締役社長<br>2019年4月 当社代表取締役社長 開発本部担当<br>現在に至る | 51,600株            |
| 2         | なか むら あき ひで<br>中 村 昭 秀<br>(1959年6月1日生)   | 2010年4月 当社知財法務部長<br>2011年6月 当社人事法務部長<br>2012年4月 当社経営管理本部長<br>2016年6月 当社取締役 管理、企画担当、経営管理本部長<br>2018年4月 当社取締役 経営管理本部担当 知財法務部長<br>2019年4月 当社取締役 経営管理本部担当 企業戦略室長<br>2019年6月 当社常務取締役 経営管理本部担当 企業戦略室長<br>2019年7月 当社常務取締役 人事部、経理部、知財法務部担当 企業戦略室長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 15,800株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | ほん だ まさ とし<br>本 多 正 俊<br>(1962年11月29日生) | 1993年5月 当社入社<br>2001年4月 当社情報装置事業本部 札幌営業所長<br>2008年4月 当社情報装置事業本部 東京支店長<br>2012年4月 当社情報装置事業本部営業本部長<br>2014年10月 当社ITS情報装置カンパニー営業本部長兼東京支店長<br>2015年6月 当社取締役 ITS情報装置カンパニー営業本部担当、ITS情報装置カンパニー営業本部長<br>2015年10月 当社取締役 ITS情報装置カンパニー副カンパニー長兼営業本部長兼照明推進部長<br>2016年4月 当社取締役 ITS情報装置カンパニー副カンパニー長兼営業本部長<br>2017年4月 当社取締役 ITS情報装置事業本部副本部長（営業本部担当、インフォメックス営業本部担当）<br>2019年6月 当社取締役 ITS情報装置事業本部副事業本部長<br>現在に至る | 11,300株            |
| 4         | かわ うら ひさ ゆき<br>川 浦 久 幸<br>(1963年8月1日生)  | 1986年4月 当社入社<br>2009年5月 当社設計部長<br>2012年4月 当社企画推進本部長<br>2017年4月 当社インフォメックス営業本部長<br>2019年6月 当社取締役ITS情報装置事業副事業部長兼インフォメックス営業本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                           | 10,700株            |
| 5         | あか ざわ よし ふみ<br>赤 澤 義 文<br>(1968年3月13日生) | 1994年4月 弁護士登録<br>2006年1月 露木法律事務所（現 露木・赤澤法律事務所）にパートナー弁護士として入所<br>2013年6月 当社社外監査役<br>2015年6月 当社社外取締役<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤澤義文氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要  
赤澤義文氏は、弁護士としての豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。  
また、同氏には、弁護士としての専門的見地から、及び客観的・中立的立場で当社の経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等をいただくことを期待したためです。
4. 当社は赤澤義文氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は赤澤義文氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を継続する予定であります。

## 第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、2021年5月18日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本総会にて、株主の皆様より承認、可決されることを条件に、下記内容の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、本議案において「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

そこで、本議案は、株主の皆様の意思が法的に明確な形で反映されるよう、第2号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認、可決されることを条件として、承認可決後の当社定款第21条の定めに基づき、本プラン導入のご承認をお願いするものであります。

### 記

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2.（3）①で定義されます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者（下記Ⅲ 2.（3）①で定義されます。以下同じとします。）の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

#### (1) 当社の経営理念及び事業

当社は、1946年に電気機器の修理販売からスタートし、汎用電機品及び受配電機器の販売並びに制御機器の製造販売を開始いたしました。

1966年には日本で初めて電電公社（現：NTT）の電話回線を通話以外の通信用途で利用し、電球を組み合わせた文字を、遠隔操作で点灯させるシステムを発明・開発いたしました。

日本初の遠隔操作が可能な「電光情報盤（電光掲示板、道路情報板）」として、第1号機を建設省岐阜国道工事事務所（現：国土交通省岐阜国道事務所）に納入いたしました（情報装置事業のスタート）。

続いて、1987年には世界初のレーザー光線を用いた「はんだ付け外観検査装置 NLB-1500」を発明・開発し、販売を開始いたしました（検査装置事業のスタート）。

以来、経営理念として「安全・快適な道路交通をはじめ、豊かな社会の実現のために、つねにNEW WAYを探求し、新たな価値を提供します。社員の雇用とその家族の生活の安定と向上、新たな需要の創出、社会への還元のために、正々堂々と事業を行い、適正な利益を追求します。」を掲げております。当社の経営理念やこれまでの発明・開発実績を踏まえ、現在では、LED式道路情報表示板及び車載表示装置を中心とした情報装置事業並びに3次元基板外観装置、はんだ印刷検査装置及びX線検査装置を中心とした検査装置事業を主業としております。

さらに「情報板メーカーから道路交通安全を守る総合設備メーカーへ」、「検査装置メーカーから工程・品質改善設備メーカーへ」の目標を持って、国内外の市場に挑戦し、ニーズを先取りした新製品で、社会に貢献できる企業をめざしております。

#### (2) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、①「安全、安心、快適さに貢献する信頼の社会システムの提供」、②「お客様の生の声に対応した製品・サービスの実現」にあります。また、それらを支える③「開発、生産からソリューションまで一貫した製造・サポート体制」、④「情報の収集から分析そして提供までのトータルなシステムを提供する技術」⑤「長期的な視野での企業価値向上を図る企業文化」からなっております。

##### ①安全、安心、快適さに貢献する信頼の社会システムの提供

各種センサーから情報処理装置、道路や駐車場等の情報板、案内板等に情報提供する製品・システムをトータルにサポートしております。

そのような、製品・システムが厳しい自然環境下で、何年にもわたって長期間使用に耐えられるように、高い信頼性を確保した設計のもと、品質管理を徹底しております。また、製品・システムの納入後も長期にわたる手厚いアフターサポートを実施して「信頼の社会システム」を提供することにより、道路利用者と道路での工事等による作業者に対して安全・安心・快適さの提供に貢献してまいります。

### ②お客様の生の声に対応した製品・サービスの実現

自動車分野等での電子制御用プリント基板の用途拡大により、プリント基板には高い信頼性が求められ、各製造プロセスで安定した品質管理のための検査装置が導入されています。世界で初めてレーザーを使用したプリント基板用の高精度な検査装置を開発し、続いてX線技術を用いたり、画像処理技術を用いたりと先端技術を素早く取り入れ、実装ラインの全プロセスに対応した多彩な検査装置をラインナップしております。

レーザー式はんだ付け外観検査装置、X線自動検査装置及び画像処理型はんだ付け検査装置等の技術の蓄積により業界最高水準の精度を誇る良否判定アルゴリズムを開発し、オペレータのスキルや勘に依らない安定的な不良検出を実現しています。これらの結果、基板実装の現場における不良流出を未然に防ぎ、生産性向上に貢献しております。

### ③開発、生産からソリューションまで一貫した製造・サポート体制

当社は、お客様からのニーズをシステム・製品に反映させ、高付加価値・高品質のシステム・製品を生み出しています。そのため、企画から、システム全体の設計、ソフトウェアの構築、機器・装置の製造・生産、さらには設置や設置後のアフターサポートまで、それぞれに対応する自社の施設・設備・人員を有し、一貫して対応してまいりました。現在運用されているシステム・機器の一部には四半世紀を超えて稼働しているものもあり、非常に長期にわたりアフターサービスを提供しています。このような取組及び取引先との長期安定的な取引により高寿命・高品質な製品開発・サービス提供を実現しております。

### ④情報の収集から分析そして提供までのトータルなシステムを提供する技術

当社は、ハードウェアに附随するかたちで、制御するソフトウェアを開発しております。さらに、コンピュータの進化とともに、さまざまなセンサーを用いたデータの収集や、そのデータを処理・分析するソフトウェアの重要性が高まり、センサーや表示デバイス等のハードウェアと、それらを機能させるソフトウェアを融合した「システム」として長期にわたり発展させてまいりました。現在ではこれらのシステムをさらに複数組み合わせ、情報の複合的な収集・分析・提供という一連の流れを実現するソリューションとして、トータルシステムをご提案しております。

### ⑤長期的な視野での企業価値向上を図る企業文化

当社は、上記の強みを活かすために、i「良い品を作る」、ii「安全に作業する」、iii「礼儀正しくする」、iv「お客様の立場に立つ」、v「新発想をする」、vi「生涯学習に励む」、vii「互いに協力する」の7項目を行動指針と定め、当社の従業員に対して長期的な視野で企業価値向上を図る企業文化の浸透に努めております。これらの企業文化を持つ当社の従業員も、当社の企業価値の源泉の一部を構成しております。

## (3) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に向けた基本施策

当社は、中長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するために、ソリューション創出型企業への進化を目指しております。

情報装置事業においては、高速道路等の新規建設需要が減少し、維持更新需要にシフトしていく中で、情報板メーカーから道路交通安全を守る総合設

備メーカーへと業容拡大を目指し、インフラ大規模修繕の施工現場ニーズに対応した製品ラインナップの拡充を目指してまいります。また、IoTセンサーを活用した防災、減災システム製品のラインナップ拡充を目指してまいります。

検査装置事業においては、検査装置メーカーから工程・品質改善設備メーカーへと業容拡大を目指し、製造ビッグデータを品質・生産性改善に結びつける機能改善及び製品開発を進めてまいります。

さらには、当社と密接に関連する地域社会の発展への貢献や、開発途上国との国際科学技術協力の強化を通じて地球温暖化や自然災害のような地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出の協力に努めてまいります。

そのために、コア技術の強化をはかるとともに新しい技術を取り入れ、事業領域の幅を広げつつ、さらに既存事業を深化させることにより新しい事業を創出してまいります。また、既存事業と強いシナジー効果が発揮できる事業の創出を図るため、必要に応じてM&Aも検討してまいります。

今後も、情報装置関連や検査装置関連の専門メーカーとしての強みを生かし、お客様の潜在的なニーズを掘り起こした製品・サービスを提供し続けることでお客様のみならず、株主の皆様、取引先の皆様、従業員に対して長期的な信頼関係を構築してさらなる成長を目指したいと考えております。さらには、社会を構成する一員としての責任を果たし、さまざまな地域や国際社会に貢献していきたいと考えております。

以上のとおり、当社の経営にあたって、中長期的視野で新技術の実現や人材の育成に努めること、幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の株主の皆様・お客様・取引先の皆様・従業員等すべてのステークホルダーとの間に長期にわたり築かれた良好な関係を維持し促進すること及びこの方針を支える企業文化を維持することが重要な要素となると考えております。

## 2. コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、すべてのステークホルダーの期待に応える適正な企業経営を遂行するため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要課題と認識し、経営環境の変化に対応できるよう経営判断の迅速化や経営の効率化を進めるとともに、経営の透明性の向上に努めております。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む6名の取締役（本総会後は5名となる予定）で構成され、原則として毎月1回開催しております。取締役会では、経営方針、経営戦略等の重要事項に関する意思決定及び重要な報告を行い、出席役員による十分な議論により審議しております。

なお、経営環境の変化に的確に対応できる経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とし、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

監査役制度を採用している当社の監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、各監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議をはじめ重要な会議に出席するとともに、業務や財産の状況を調査する等して、取締役の職務執行を十分に監視しております。

上記体制により、経営監視機能、監督機能を十分機能させ、意思決定の透明性の向上を図り、ステークホルダーの視点を活かす仕組みを構築してまいります。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

##### (1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現を考へることなく、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うもの等、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることとなります。

##### (2) 本プラン導入の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様により適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代

替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを導入することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

なお、現時点において、当社に対し大量買付行為が行われている事実はありません。また、2021年3月31日現在の当社株式の状況は、本総会招集ご通知8ページ「会社の株式に関する事項」に記載のとおりとなっております。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様は当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの導入手続－本総会における承認

本プランの導入については、株主の皆様の意思を適切に反映するため、本総会における決議により、以下の点につきご承認いただくことを条件とします。

- a. 別紙1「定款変更案（新設）」のとおり、当社定款第21条に、「当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項（当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。」旨の規定を新設すること
- b. 上記aによる変更後の当社定款第21条の規定に基づき、本プランを導入すること

### (3) 本プランの発動に係る手続

#### ①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有<sup>6</sup>し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者<sup>7</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>8</sup>の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け若しくはこれらに類似する行為又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

#### ②本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社名古屋証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<https://www.nagoya-denki.co.jp/>）に本プランを掲載しました。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を、日本語で記載した買付提案書を提出していただきます。

なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- vii. 大量買付行為後の当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。）の経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- viii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、労働組合、取引先、お客様及び地域社会その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針（改

- 変の計画の有無及び改変の計画が存する場合はその内容)
- ix. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
  - x. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
  - xi. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
  - xii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様へ買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期について、速やかに大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過又は下記⑥iiiに定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

なお、本プラン導入時の独立委員会の委員は、社外取締役1名及び社外監査役2名により構成される予定であり、現時点で選任が予定されている委員の氏名及び略歴は、別紙2「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりであります。独立委員会規程の概要は、別紙3「独立委員会規程の概要」のとおりであります。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等

したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥ iiiに定めるとおり、下記⑥ iiの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

## ⑥対抗措置の発動の条件

### i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

### ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合

- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 大量買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社グループの従業員、労働組合、取引先、お客様及び地域社会その他の当社グループに係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- (x) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a. 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又はそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

### iii. 株主総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を株主の皆様に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとし、ます。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとし、ます。

#### ⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、上記⑥ ii の場合で、かつ、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様に情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとし、ます。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することができるものとし、ます。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様に情報開示を行います。

### （４）対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙４「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は

記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記（1）に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。

#### （5）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえたうえで、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。なお、本プランは2021年5月18日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示します。

また、本総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、更新の可否又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様の意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

#### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続等

##### ①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

##### ②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様の開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

## 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

## 2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

## 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、導入に当たり株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として導入されます。上記Ⅲ 2.（2）に記載のとおり、本総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは導入されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記Ⅲ 2.

（3）⑥iii記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

#### 4. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④に記載のとおり、本プランの導入に当たり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

#### 5. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③及び⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

## 定款変更案（新設）

### 第21条（買収防衛策）

当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項（当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。

(別紙2)

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

赤澤 義文（あかざわ よしふみ）

略歴：1968年3月13日生

1994年4月 弁護士登録

2006年1月 露木法律事務所（現：露木・赤澤法律事務所）にパートナー弁護士として入所

2013年6月 当社社外監査役

2015年6月 当社社外取締役（現任）

なお、赤澤義文氏は社外取締役であり、当社と特別の関係はありません。

市原 裕也（いちはら ひろや）

略歴：1960年7月2日生

1985年10月 監査法人丸の内会計事務所（現：有限責任監査法人トーマツ）入所

1989年4月 公認会計士登録

1997年8月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）社員就任

2000年10月 トーマツコンサルティング株式会社（現：デロイトトーマツコンサルティング合同会社）代表取締役社長就任

2012年1月 市原裕也公認会計士事務所開設 同所所長就任

2015年6月 当社社外監査役（現任）

なお、市原裕也氏は社外監査役であり、当社と特別の関係はありません。

高木 道久（たかぎ みちひさ）

略歴：1958年4月4日生

1992年4月 弁護士登録 吉田清法律事務所入所

1996年2月 高木道久法律事務所開設

2001年10月 栄パーク総合法律事務所に改組

2016年4月 愛知労働局愛知紛争調整委員会委員に就任

2018年4月 一宮簡易裁判所民事調停委員に就任

2018年10月 中京大学法務総合教育研究機構専任教授に就任

2019年6月 当社社外監査役（現任）

なお、高木道久氏は社外監査役であり、当社と特別の関係はありません。

## 独立委員会規程の概要

第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員であって、当社の社外取締役または社外監査役でない者は、就任に当たり当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
  - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
  - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、第1項後段に定める契約に別段の定めがない限り、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 4 ①増員又は②補欠により選任された委員の任期は、それぞれ①他の委員の任期又は②退任する委員の任期の満了する時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会

は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

## 新株予約権の要項

1. 割当対象株主  
本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。
2. 発行する新株予約権の総数  
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - ① 新株予約権の目的である株式の種類  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の数  
新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株以下で当社取締役会が定める数とする。  
ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。
5. 新株予約権の目的である株式の数の調整
  - ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
  - ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
6. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
8. 新株予約権の行使期間  
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は

公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
  - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、
    - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
    - II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
  - b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
  - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
  - d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
  - e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
  - f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
  - g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害さないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）
- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得
  - ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
  - ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使  
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
12. 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行  
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。
16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法  
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

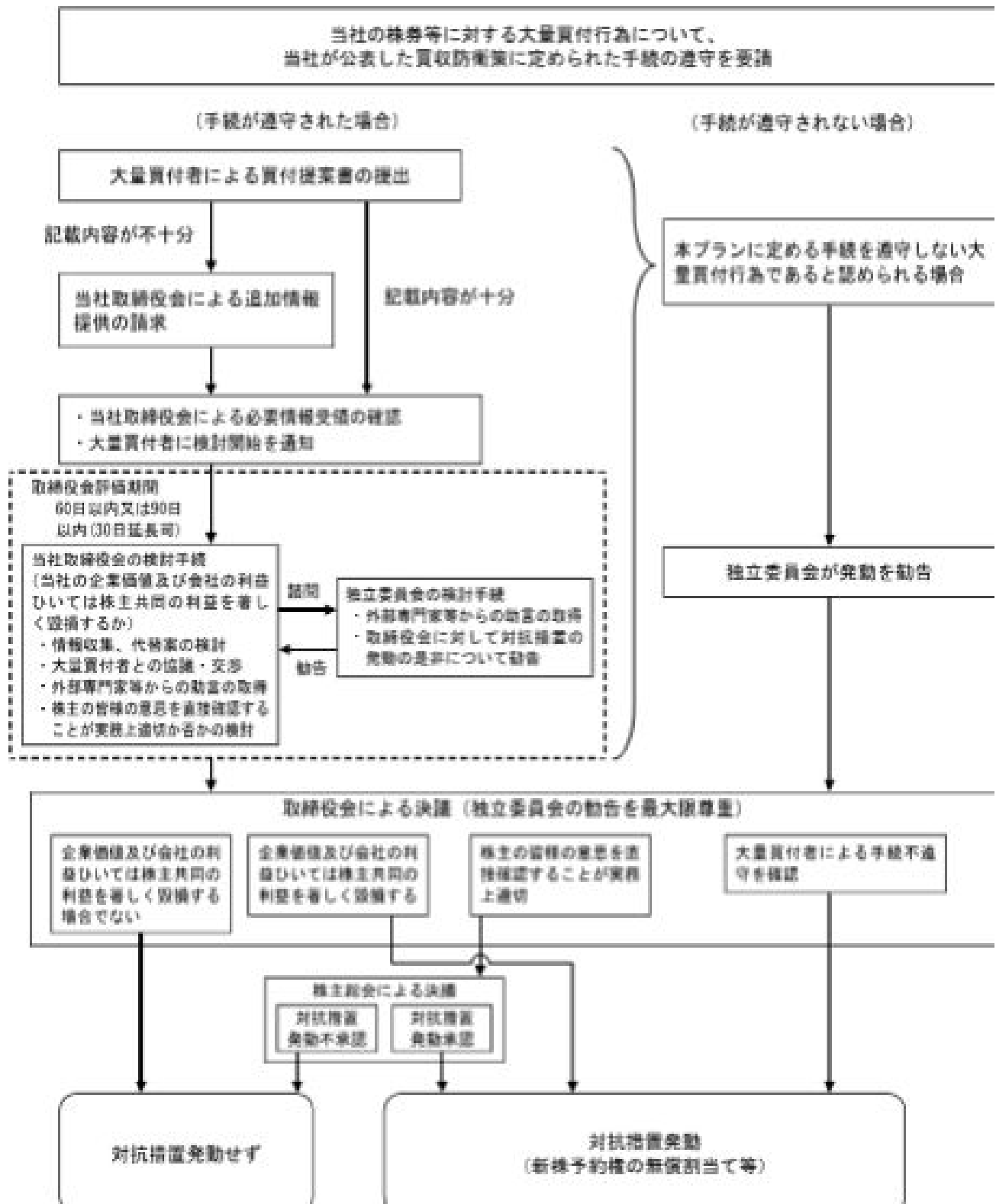
18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

## 当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

## 第64期 定時株主総会会場のご案内

会 場 愛知県あま市篠田面徳29番地 1

当社 本社 会議室

電 話 (052) 443-1111

交 通 名鉄津島線「木田」駅下車 徒歩約15～20分

